

倉吉市上下水道局告示第7号

倉吉市公共下水道条例（昭和53年条例第18号）第8条の6第1項の規定に基づき、倉吉市排水設備工事業者の指定の更新をし、又は更新をせずその効力を失ったので、倉吉市排水設備指定工事店規程（令和2年倉吉市上下水道局企業管理規程第4号）第9条の規定により告示する。

令和6年4月1日

倉吉市長 広田 一恭

1 指定の更新をした倉吉市排水設備指定工事店（78事業者）

別紙のとおり

2 指定の効力を失った倉吉市排水設備指定工事店（3事業者）

指定 番号	住所又は所在地	名称	代表者
17	鳥取県倉吉市福庭町1丁目573番地	倉吉管機工業株式会社	代表取締役 牧田 昭房
37	鳥取県倉吉市住吉町1番地3	スミ管機設備	代表者 鷺見 隆彦
100	鳥取県東伯郡湯梨浜町藤津414番地1	滝本設備	代表者 滝本 悦雄

3 更新した日又は効力を失った日

令和6年4月1日

4 更新後の指定の有効期限

令和12年3月31日まで